

京都市雲ヶ畑区域公共交通検討協議会規則を公布する。

平成25年11月15日

京都市長 門川大作

京都市規則第102号

京都市雲ヶ畑区域公共交通検討協議会規則

(趣旨)

第1条 この規則は、京都市執行機関の附属機関の設置等に関する条例（以下「条例」という。）第8条の規定に基づき、京都市雲ヶ畑区域公共交通検討協議会（以下「協議会」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(委員の構成)

第2条 条例第3条に規定する市長が適当と認める者は、道路運送法第9条第4項に規定する国土交通省令で定める関係者（その関係者が法人その他の団体である場合にあつては、その役員、職員その他の者）とする。

(会長)

第3条 協議会に会長を置く。

- 2 会長は、市職員のうちから、市長が指名する。
- 3 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。
- 4 会長に事故があるときは、あらかじめ会長の指名する委員がその職務を代理する。

(協議会の招集及び議事)

第4条 協議会は、会長が招集する。

- 2 会長は、会議の議長となる。
- 3 協議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 4 協議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(幹事会)

第5条 協議会に、条例第6条第1項に規定する部会として、幹事会を置く。

- 2 幹事会は、会長及び会長が指名する委員をもって組織する。
- 3 幹事会に幹事長を置く。
- 4 幹事長は、会長をもって充てる。
- 5 幹事長は、幹事会の事務を掌理する。

6 幹事長に事故があるときは、あらかじめ幹事長の指名する委員がその職務を代理する。
(幹事会の招集及び議事)

第6条 幹事会は、幹事長が招集する。ただし、幹事長及びその職務を代理する者が在任しないときの幹事会は、会長が招集する。

2 幹事長は、会議の議長となる。

3 幹事会は、幹事会の委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

4 幹事会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、幹事長の決するところによる。

(協力依頼)

第7条 協議会は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対して、意見の陳述、説明その他の必要な協力を求めることができる。

(庶務)

第8条 協議会の庶務は、都市計画局において行う。

(補則)

第9条 この規則に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 第3条第2項及び第4項の規定にかかわらず、この規則の施行の際現に従前の協議会に相当する合議体の会長又はその職務を代理する委員である者は、それぞれこの規則の施行の日に協議会の会長又はその職務を代理する委員として指名されたものとみなす。

3 前項の規定は、第5条第2項の規定による幹事会の委員の指名及び同条第6項の規定による幹事長の職務を代理する委員の指名について準用する。

(都市計画局歩くまち京都推進室)